

お知らせ

市有地を一般競争入札で

売却します(建物付き土地)

現状有姿での売却となりま
す。募集要項および入札心得
書を熟読の上、ご参加くださ
い。

土地(宅地)

・茂原市八千代二丁目9番

3863・43㎡

建物(図書館)

・鉄筋コンクリート造陸屋根
3階建

1962・23㎡(延床面積)

最低売却価格

1450万円

募集要項の配布期間

～6月11日(火)

※募集要項は管財
課ウェブページ
からも閲覧可



入札参加申込期間

6月4日(火)～11日(火)(消印
有効)

入札日時

6月19日(水)13時30分

入札会場

市役所5階入札室(会場で
の入札のみ)

問管財課(4階)

☎(20)1520 FAX(20)1602

はり・きゅう・マッサージ等の
利用の助成を行っています

市では、末しよう神経疾患
または運動器疾患の自覚症状
を持つ方に、はり・きゅう・
マッサージ等の利用の助成を
行っています。

助成要件

次の全ての要件に該当する方

- ・茂原市国民健康保険に加入
している方のうち、末しよ
う神経疾患または運動器疾
患の自覚症状を持つ満40歳
以上75歳未満の方
- ・申請時に納付期限が到来し
ている国民健康保険税を完
納している世帯の方

助成額

施術1回につき800円

助成方法

施術所の利用券を交付

※1日1枚、月4枚、年間24
枚まで利用可能

申請方法

国民健康保険証を持参し、
国保年金課または本納支所で
申請してください。

※詳しくは、国保年
金課ウェブページを
ご覧ください。

問国保年金課(2階)

☎(20)1503 FAX(20)1600

市では、茂原市長生郡歯科
医師会の協力により、寝たき
りや体が不自由で外出できず、
歯科健診を受ける機会に恵ま
れない方に、在宅訪問歯科事
業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うこ
とにより、口腔内の衛生状態
を改善し、口腔機能の維持・
回復だけでなく、全身的な機
能の向上を図ることが期待で
きます。ぜひご利用ください。

対象

①65歳以上の寝たきりの方
②障害などにより外出困難な方

※①・②とも介護保険法によ
る歯科部門の居宅療養管理
指導のサービスを受けている
方および施設入所者は除く

内容

・口腔内清掃および義歯清掃
などの歯科保健指導

・歯周疾患、むし歯などに對
する応急処置

・往診歯科医療の必要性の把
握

※市内の協力歯科医師が訪問
します。

◆費用
無料(1年に1回限り)
※以後の治療が必要な場合は
保険診療となります。

事業のご案内

市では、茂原市長生郡歯科
医師会の協力により、寝たき
りや体が不自由で外出できず、
歯科健診を受ける機会に恵ま
れない方に、在宅訪問歯科事
業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うこ
とにより、口腔内の衛生状態
を改善し、口腔機能の維持・
回復だけでなく、全身的な機
能の向上を図ることが期待で
きます。ぜひご利用ください。

対象
①65歳以上の寝たきりの方
②障害などにより外出困難な方

※①・②とも介護保険法によ
る歯科部門の居宅療養管理
指導のサービスを受けている
方および施設入所者は除く

内容
・口腔内清掃および義歯清掃
などの歯科保健指導

・歯周疾患、むし歯などに對
する応急処置

・往診歯科医療の必要性の把
握

※市内の協力歯科医師が訪問
します。

費用
無料(1年に1回限り)
※以後の治療が必要な場合は
保険診療となります。

申請方法
国民健康保険証を持参し、
国保年金課または本納支所で
申請してください。

※詳しくは、国保年
金課ウェブページを
ご覧ください。

問国保年金課(2階)

☎(20)1503 FAX(20)1600

市では、茂原市長生郡歯科
医師会の協力により、寝たき
りや体が不自由で外出できず、
歯科健診を受ける機会に恵ま
れない方に、在宅訪問歯科事
業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うこ
とにより、口腔内の衛生状態
を改善し、口腔機能の維持・
回復だけでなく、全身的な機
能の向上を図ることが期待で
きます。ぜひご利用ください。

対象
①65歳以上の寝たきりの方
②障害などにより外出困難な方

※①・②とも介護保険法によ
る歯科部門の居宅療養管理
指導のサービスを受けている
方および施設入所者は除く

内容
・口腔内清掃および義歯清掃
などの歯科保健指導

・歯周疾患、むし歯などに對
する応急処置

・往診歯科医療の必要性の把
握

※市内の協力歯科医師が訪問
します。

費用
無料(1年に1回限り)
※以後の治療が必要な場合は
保険診療となります。

申請方法
国民健康保険証を持参し、
国保年金課または本納支所で
申請してください。

※詳しくは、国保年
金課ウェブページを
ご覧ください。

問国保年金課(2階)

☎(20)1503 FAX(20)1600

市では、茂原市長生郡歯科
医師会の協力により、寝たき
りや体が不自由で外出できず、
歯科健診を受ける機会に恵ま
れない方に、在宅訪問歯科事
業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うこ
とにより、口腔内の衛生状態
を改善し、口腔機能の維持・
回復だけでなく、全身的な機
能の向上を図ることが期待で
きます。ぜひご利用ください。

対象
①65歳以上の寝たきりの方
②障害などにより外出困難な方

※①・②とも介護保険法によ
る歯科部門の居宅療養管理
指導のサービスを受けている
方および施設入所者は除く

内容
・口腔内清掃および義歯清掃
などの歯科保健指導

・歯周疾患、むし歯などに對
する応急処置

・往診歯科医療の必要性の把
握

※市内の協力歯科医師が訪問
します。

費用
無料(1年に1回限り)
※以後の治療が必要な場合は
保険診療となります。

申請方法
国民健康保険証を持参し、
国保年金課または本納支所で
申請してください。

※詳しくは、国保年
金課ウェブページを
ご覧ください。

柔道整復師が行う施術内容
の調査にご協力ください

整骨院や接骨院での柔道整
復師が行う施術で保険適用と
なるものは、外傷性が明らか
な骨折・脱臼・打撲・捻挫・
挫傷です。不適切な保険適用
により医療費が増え続ければ、
加入している皆さんの国民健
康保険税の負担も大きくなっ
ていきます。

市では、このようなことを
防止し、医療費を適正に保つ
ため、整骨院や接骨院で施術
を受けた方に負傷部位、負傷
した状況、受診日数、一部負
担金の支払額等の施術内容の
確認のため、文書による照会
を行っています。今年度は、
(株)オークスに委託して実施し
ます。

日ごろから受診日の記録や
領収書などを保管していただ
き、照会があった場合は必ず
ご自身でご記入の上、回答に
ご協力をお願いします。

問国保年金課(2階)

☎(20)1503 FAX(20)1600

市では、茂原市長生郡歯科
医師会の協力により、寝たき
りや体が不自由で外出できず、
歯科健診を受ける機会に恵ま
れない方に、在宅訪問歯科事
業を行っています。

